

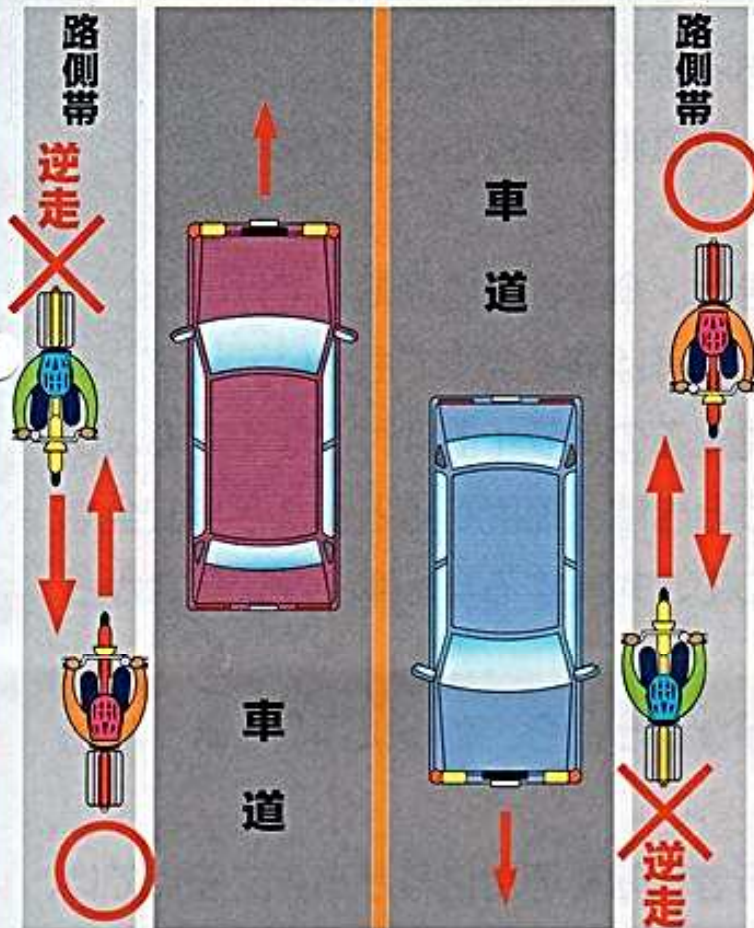
知ってる？自転車の通行方法。

自転車の通行方法等に関する道路交通法が変わったよ！



自転車の路側帯通行方法の変更

平成25年12月1日施行



自転車などの軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。

ただし、この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

路側帯って？

歩行者が歩くスペースを確保するためなどに、歩道のない道路や、歩道のない側の道路の端寄りに、白い線で区画された部分のことです。

自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定の整備



ブレーキなし



内閣府で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。

命令に違反した場合は5万円以下の罰金

悪質な違反行為を繰り返す自転車違反者に講習の受講を義務づけ

自転車の正しい乗り方



一定の危険な違反をして2回以上摘発された自転車運転者に自転車運転者講習の受講が義務づけられます。



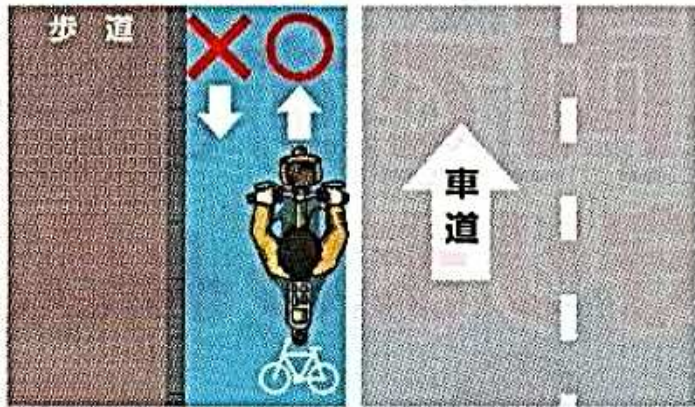
受講しなかった場合は5万円以下の罰金



岡山県警察

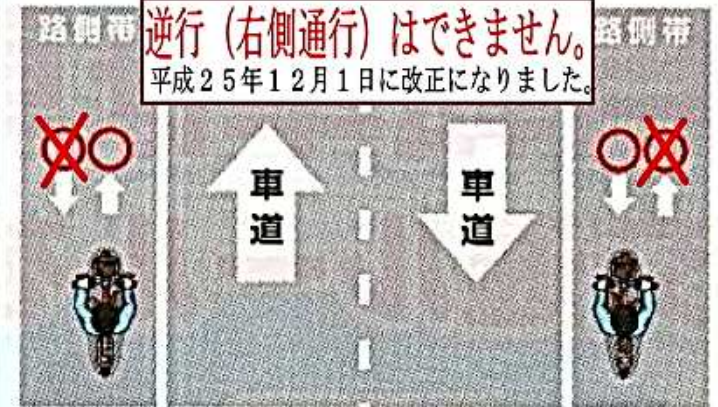
自転車専用通行帯の通行

道路左側の通行帯を通行
逆行(右側通行)はできません。



路側帯の通行

右側も左側も通行できますが、歩行者の通行を妨げない速度と方法で進行しなければなりません。



自転車は車両です。

『岡山県自転車安全利用5則』を守りましょう。

自転車の悪質な違反は処罰されます。

交通ルールを守って、交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。



おかやまけんけい
ちもくん

1 自転車は車道が原則、歩道は例外



罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

2 車道は左側を通行



罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



罰則 2万円以下の罰金または料料

4-1 安全ルールを守る



飲酒運転の禁止

※系に酔った状態で運転した者

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

二人乗りの禁止

※16歳以上の者が幼児用自転車座を乗るものに幼児(自他未済の者)1人を乗せさせる場合を除く。
※16歳以上の運転者が、幼児用自転車(運転者のための乗車座及び幼児用座を設けるために必要な特別の構造又は構造を有する自転車という。)の幼児用座席に幼児2人を乗車させている場合を除く。

並進の禁止

罰則 2万円以下の罰金または料料

4-2 安全ルールを守る



夜間はライトを点灯

※C

罰則 5万円以下の罰金

4-3 安全ルールを守る



交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

4-4 安全ルールを守る



運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止

罰則 5万円以下の罰金

5 子どもはヘルメットを着用



児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

並進・二人乗り、
無灯火は
やめよう!!



おかやまけんけい
ちもくん



自転車は車両です。 交通ルールを守りましょう。



「普通自転車の
歩道通行可」
の標識



「普通自転車歩道通行可」の
標識がある歩道は、自転車の
通行は可能(両方向)ですが、
車道寄りを歩行者の進行を
妨げないように
通行しましょう。



みなさん、守ってね!!
人身交通事故の約2割が自転車事故です。
「岡山県自転車安全利用5則」を守りましょう。

くわしくは
裏面を見てね。

岡山県自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



おかやまけんけい
もろかちゃん



警察官採用情報

岡山県警察